

会 議 報 告 書

令和8年4月28日

件 名	委嘱状交付式及び白井市政治倫理審査会	報 告 者
		総務課行政係 主査補 木内 雄基
期 日 場 所	令和8年4月27日（月） 本庁舎2階災害対策室3 午後2時から	

《出席者》

笠井市長

委 員 三浦委員、森中委員、富田委員、藤川委員、落合委員、永澤委員

事務局 相馬総務課長、中村係長、木内

傍聴者 なし

《委嘱状交付式》

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員紹介
- (5) 閉会

《白井市政治倫理審査会の概要》

- (1) 開会 (※傍聴者は、ここから入場→傍聴者なし)
- (2) 会長、副会長選出 (※市長は、公務のためここで退出)
- (3) 政治倫理審査会の職務等について
平成23年の調査請求に関する経緯、白井市政治倫理条例について概要説明
- (4) その他
- (5) 閉会

《決定事項》

- (1) 会長、副会長の選出
委員の互選により、会長に森中委員、副会長に三浦委員が選任された。
(会長は三浦委員の推薦、副会長は会長の指定)

《質疑等》

条例第12条第2項の規定で、「市長は市長等及び議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを審査会に速やかに提出し、調査を求めなければならない。」となっている。「速やかに」とはどのくらいを想定しているのか。

→調査請求の内容によるが、「速やかに」と規定しているため、1週間程度を想定している。

資産報告を止めるような話を聞いたことがあるが、どうか。

→過去に報告書の量が多く大変という意見はあったが、現在も条例の規定どおり、当然に資産報告は毎年行っているところである。